

―サステナビリティ情報開示 配信シリーズ<u>―</u>

SSBJの審議動向

(第40回サステナビリティ基準委員会)

有限責任 あずさ監査法人



サステナビリティ基準委員会(SSBJ)は、2024年10月3日、第40回サステナビリティ基準委員会を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています(本稿は、同日時点の情報に基づいて記載しています)。

SSBJは、2024年3月29日に、日本のサステナビリティ開示基準の公開草案(以下、公開草案という)を公表し、広くコメント募集を行いました(コメント期限:2024年7月31日)。公開草案に対しては、様々な利害関係者から100通を超えるコメントが寄せられており、SSBJでは、当該コメントを踏まえ、その対応について再審議しています。

2024年10月3日に開催された第40回サステナビリティ基準委員会で審議された論点は、以下の通りです。

審議された論点

- 1. スコープ1およびスコープ2温室効果ガス(GHG)排出に関する開示 *
- 2. スコープ3GHG排出に関する開示
- 3. スコープ1、スコープ2およびスコープ3のGHG排出の絶対総量の合計値の開示 *
- 4. GHGの種類別の開示
- 5. GHG排出の測定に用いる排出係数
- 6. 内部炭素価格 *
- 7. 表示単位および端数処理*
- *:審議において、公開草案の内容を一部変更することが提案されている項目

本稿では、このうち、主要な論点である上記1~3(下線項目)について、解説します。

(参考)上記4~7のうち、6および7については、公開草案の一部を修正する(公開草案における定めの一部を削除し、削除した記述を補足文書ないし解説記事においてガイダンスとして提供する)ことが提案されています。詳細は、第40回サステナビリティ基準委員会の審議資料をご確認ください。

1. スコープ1およびスコープ2GHG排出に関する開示

	SSBJの審議(事務局の提案)	公開草案 からの変更	公開草案の 条文
(1)	スコープ1およびスコープ2GHG排出の絶対総量をそれぞれ開示しなければならない。	無	気候基準案 ¹ 49項
(2)	スコープ2GHG排出については、ロケーション基準によるスコープ2GHG排出量 を開示しなければならない。	無	同56項
(3)	スコープ2GHG排出について、利用者の理解のために必要な契約証書を有している場合、(2)に加え、少なくとも次のいずれかを求める。 ・ 当該契約証書に関する情報	有(下線部分の	同57項
	マーケット基準によるスコープ2GHG排出量	追加)	
(4)	「契約証書に関する情報」について、企業が開示内容を判断することになる旨を 結論の背景において明示する。	-	-

① ロケーション基準によるスコープ2GHG排出の開示 (上記(2))

(公開草案に寄せられた主なコメント)

公開草案では、ISSB™基準²と同様、ロケーション基準によるスコープ2GHG排出量の開示を求めることが提案されていました(気候基準案56項)。

これに対し、特に作成者から、温対法等3の我が国の実務等を踏まえ、ロケーション基準による開示は任意とすべき、または、マーケット基準による開示と選択適用とすべきであるとのコメントが寄せられました。

(審議の方向性)

ISSB基準と整合性のある基準を開発する観点からは、ロケーション基準による開示を求めないとすることに相応の理由は認められないものとして、公開草案の内容を維持する方向性で検討されています。

② マーケット基準によるスコープ 2 GHG排出の開示 (上記(3))

(公開草案に寄せられた主なコメント)

気候基準案57項の定めに関して、企業が契約証書を有していない場合において、マーケット基準によるスコープ2GHG排出量の開示が求められているのか否かが不明瞭であるとのコメントが寄せられました。

(審議の方向性)

企業が契約証書を有していない場合は、ISSB基準と同様に、ロケーション基準によるスコープ2 GHG排出量の開示のみが求められる点を明確化する方向性で検討されています。

¹ サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準(案)」(以下同様)

² 国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が公表する「IFRS®サステナビリティ開示基準」(以下同様)

^{3 「}地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」

③ 「契約証書に関する情報」の明確化に対するニーズへの対応(上記(4))

(公開草案に寄せられた主なコメント)

気候基準案57項が定める「契約証書に関する情報」(上記(3))は、ISSB基準の定めをそのまま取り入れた定めであるものの、どのような開示が求められるかが不明瞭であるため、ガイダンスの提供を求めるコメントが寄せられました。

(審議の方向性)

今後も国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)より、ガイダンス等が公表されない場合には「契約証書に関する情報」としてどのような情報を開示するのかを企業自身が判断することが国際的な実務になると考えられる等の理由から、SSBJによる独自のガイダンスは提供せずに、企業が開示内容を判断することになる旨を結論の背景において明示する方向性で検討されています。なお、「契約証書に関する情報」に関する開示要求については、SSBJ基準4を公表した数年後に、国際的な開示の傾向を踏まえ、基準の修正が必要かどうかを検討する対象となるとしています。

(審議資料)第40回サステナビリティ基準委員会審議資料-審議事項A2-1

2. スコープ3GHG排出に関する開示

SSBJの審議(事務局による提案)	公開草案 からの変更	公開草案の 条文
(1) スコープ3GHG排出の絶対総量の開示を求める。	無	気候基準案 49項
(2) スコープ3GHG排出のカテゴリー別の開示を求める。	無	同58項
(3) スコープ3GHG排出の絶対総量の開示について、重要性に関する特段の定め (定量的閾値など)を置かない。	無	-
(4) スコープ3GHG排出の開示に関するガイダンスに対する要望については、優 先順位等を含め、別途検討する。	-	-

① スコープ3GHG排出の絶対総量の開示(上記(1))

(公開草案に寄せられた主なコメント)

公開草案では、ISSB基準と同様、スコープ3GHG排出の絶対総量の開示を求めることが 提案されていました(気候基準案49項)。

これに対し、特に作成者からは、その測定の難しさや数値の信頼性の低さ等を理由に現段階における開示の義務化に反対する意見が寄せられました。

(審議の方向性)

スコープ3のGHG排出の開示は、ISSB基準の根幹をなす要求事項であることから、当該要求事項をSSBJ基準に取り入れないとした場合、ISSB基準との明確な差異となり、比較可能性が大きく損なわれるとの印象を国内外の市場関係者に持たれる可能性があります。これを踏まえ、公開草案の内容を維持する方向性で検討されています。

⁴ SSBJが公表するサステナビリティ開示基準(以下同様)

② スコープ3GHG排出のカテゴリー別の開示(上記(2))

(公開草案に寄せられた主なコメント)

公開草案では、スコープ3GHG排出のカテゴリー別の開示を求めることが提案されていました(気候基準案58項)。

これに対して、利用者からは賛成意見が寄せられた一方で、作成者からはISSB基準を超える要求事項である等の理由から反対意見も寄せられました。

(審議の方向性)

ISSB基準においてはカテゴリー別の分解開示が明示的には要求されていないものの、情報に重要性がある場合は、情報を分解することが要求されています(IFRS S1号 B29,30項)。また、スコープ3に分類されるGHGは、性質や時間軸が異なる様々な活動に関連する排出量が混在しているため、合算値から得られる情報の有用性は限定的であると考えられます。こうした点を踏まえ、公開草案の内容を維持し、スコープ3GHG排出のカテゴリー別の開示を求める方向性で検討されています。

③ スコープ3GHG排出の絶対総量の開示における重要性の判断基準(上記(3))

(公開草案に寄せられた主なコメント)

スコープ3GHG排出の測定に含めるカテゴリーについて、主要な利用者の意思決定との関連性が乏しいと考えられるカテゴリーを省略できる可能性をもたらす選択肢として、重要性の判断の適用に関する定め(定量的閾値など)を設けるかどうかが議論となっていました。

これに対し、重要性の判断基準を明記することにより、かえって有用な情報の開示を阻まれることや実務の負担が増えることへの懸念に加え、スコープ3GHG排出のみ個別具体的な重要性の判断基準の定めを置くことについては、他の定めとのバランスを欠くといった意見が多く寄せられました。

(審議の方向性)

上記のコメントを踏まえた審議の結果、<u>公開草案の内容を維持</u>し、現段階では定量および定性のいずれの判断規準についても指針を定めない方向性で検討されています。

(審議資料) 第40回サステナビリティ基準委員会審議資料一審議事項A2-4

⁵ IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」(以下同様)

3. スコープ1、スコープ2およびスコープ3のGHG排出の 絶対総量の合計値の開示

	SSBJの審議(事務局による提案)	公開草案 からの変更	公開草案の 条文
(1)	スコープ1からスコープ3GHG排出の絶対総量の合計値の開示を <u>求めない</u> 。	有	気候基準案
			49項

(公開草案に寄せられた主なコメント)

公開草案では、スコープ1からスコープ3GHG排出のそれぞれの絶対総量の開示に加えて、その合計値の開示を求めることが提案されていました(気候基準案49項)。

これに対し、複数の利害関係者から、スコープ1からスコープ3のGHG排出では、情報の性格が大きく異なるため、合計値そのものは企業間の比較可能性が乏しく、利用者の誤解を生じさせる可能性があるなどの反対意見が寄せられました。

(審議の方向性)

合計値そのものは利用者により算定可能であることや、合計値を求めないとしても重要性がある情報が欠如していることにはならないこと等を踏まえ、<u>公開草案の内容を変更し、合計値の開示を求めないこととする方向性</u>で検討されています。

(審議資料)第40回サステナビリティ基準委員会審議資料一審議事項A2-5

(参考) これまでの審議の状況

審議	論点
第37回サステナビリティ基準委員会 (2024年8月21日) 第38回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月5日)	開発にあたっての基本的な方針
	産業横断的指標等(気候関連のリスクおよび機会) 産業横断的指標等(資本投下) 産業横断的指標等(報酬) 用語の修正(「金額」)
第39回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月19日)	ガイダンスの情報源における「SASBスタンダード」および「産業別ガ IFRS S1号B4項およびB5項に相当する定めの取扱い

■ 関連資料紹介

- 【書籍】Q&Aでわかる IFRSサステナビリティ開示基準
- 【書籍】サステナビリティ経営・開示のための GHG排出量算定ガイドブック
- SSBJの審議動向
- サステナビリティ開示基準/その他開示制度

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ/報告書、解説記事、動画による解説など、 KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。









■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト(洞察・考察)を会員の皆様に お届けします。

■ KPMG Japan Insight Plusのコンテンツ例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回~第3回(動画)
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開 示」への対応~2大テーマの勘所を押さえる!

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私 たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保 証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿 密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。 有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製して います。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、 www.ifrs.orgでご確認ください

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆ る翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接 的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべ ての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービ スに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標で あり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている 国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

過去情報は、あずさ監査法人の ウェブサイトをご確認ください。

あずさ監査法人トップページ(Link)

- 会計・開示コンテンツ(Link)
- 日本基準(Link)
- IFRS会計基準(Link)
- 米国基準(Link)